

議会運営委員会協議会 全員協議会

協議事項

令和5.5.12(金)

午前 10 時

午後 1 時 30 分

1 5月10日開会の議会運営委員会協議会の協議結果について（報告）

(1) 議会の人事問題について

- ア 人事問題に関する申合せについて
- イ 議長及び副議長の選挙の方法について
- ウ 議会運営委員会の委員長及び副委員長（2人）の割り振り
- エ 常任委員会の委員及び正副委員長の割り振り
- オ 特別委員会の委員及び正副委員長の割り振り
- カ 行政委員の割り振り

(2) 服装の軽装化について

(3) 新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について

(4) 政務活動研究会の委員選出について

(5) 会議録署名議員の指名方法について

(6) 議会運営に関する申合せ事項（案）について

(7) 決算審査に関する申合せ事項について

2 第2回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

報 第 2 号…………… 1 件…専決処分の報告（法第 180 条関係）

(2) 議決事件について

ア 議会提出事件

選挙第3号	浜松市議会議長の選挙について
選挙第4号	浜松市議会副議長の選挙について
発議案第5号	浜松市議会委員会条例の一部改正について
議長発議第2号	浜松市議会常任委員会委員選任について
議長発議第3号	浜松市議会常任委員会委員長及び副委員長選任について
議長発議第4号	浜松市議会議会運営委員会委員選任について
議長発議第5号	浜松市議会議会運営委員会委員長及び副委員長選任について
議長発議第6号	浜松市議会特別委員会の設置について
議長発議第7号	浜松市議会特別委員会委員選任について
議長発議第8号	浜松市議会特別委員会委員長及び副委員長選任について
選挙第5号	浜名湖競艇企業団議会議員選挙について

(3) 市政に対する質問について

質問通告期限 …………… 6月7日(水) 正午

(4) 会期について

自 5月16日(火) }
至 6月26日(月) } の42日間

(5) 議事日程・議事の順序について(別紙)

3 追加提案が見込まれる議案について

議会運営に関する申合せ事項

2 人事問題について

令和5.5.10 議運協議会 決定
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 共通事項について

人事問題は、原則として話合いで調整していくものとする。

(2) 議長・副議長について

正・副議長の任期は1年とし、再選を妨げないものとする。

(3) 常任委員会について

ア 委員の任期満了時には、原則として全員交代するものとする。

イ 委員の任期中における所属変更は、やむを得ない場合に限り認める。

ウ 正・副委員長は、原則として2年とする。

(4) 特別委員会（決算審査特別委員会を除く）について

正・副委員長の任期及び委員の所属変更は、常任委員会の申合せと同様とする。

(5) 行政委員について

ア 任期は1年（翌年5月の改選期まで）とし、中途に任期が満了する場合は留任するものとする。

ただし、4年目の際の任期は、議員の任期満了日までとする。

イ 行政委員の選出に当たっては、前年における各会派からの選出区分をなるべく尊重するものとする。

◎ 常任委員会

【 5月10日議会運営委員会協議会結果 】

区分 委員会名	定数	委員長	副委員長	委員						
		令和5・6年度	令和5・6年度	自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党 浜松市議団	浜松市政 向上委員会	市民サポート 浜松
		令和7・8年度	令和7・8年度							
総務委員会	10	自由民主党 浜松	市民クラブ	5	1	1	1	1	0	1
		自由民主党 浜松	創造浜松	5	1	1	1	1	0	1
厚生保健委員会	9	市民クラブ	自由民主党 浜松	5	2	1	1	0	0	0
		公明党	自由民主党 浜松	5	1	1	1	1	0	0
環境経済委員会	9	自由民主党 浜松	自由民主党 浜松	5	1	1	1	1	0	0
		市民クラブ	自由民主党 浜松	4	2	1	1	0	1	0
建設消防委員会	9	自由民主党 浜松	日本共産党 浜松市議団	5	1	1	1	1	0	0
		自由民主党 浜松	公明党	5	1	1	1	1	0	0
市民文教委員会	9	創造浜松	自由民主党 浜松	4	2	1	1	0	1	0
		自由民主党 浜松	自由民主党 浜松	5	2	1	1	0	0	0

◎ 特別委員会

【 5月10日議会運営委員会協議会結果 】

区分 委員会名	定数	委員長	副委員長	委員						
		令和5・6年度	令和5・6年度	自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党	創造浜松	日本共産党 浜松市議団	浜松市政 向上委員会	市民サポート 浜松
		令和7・8年度	令和7・8年度							
大都市制度・行財政 改革特別委員会	11	自由民主党 浜松	公明党	6	2	1	1	1	0	0
		自由民主党 浜松	創造浜松	6	1	1	2	1	0	0
地方創生特別委員会	12	自由民主党 浜松	自由民主党 浜松	6	2	1	1	1	1	0
		市民クラブ	自由民主党 浜松	6	2	1	1	1	1	0
大型公共施設建設 特別委員会	12	自由民主党 浜松	市民クラブ	6	2	1	1	1	0	1
		公明党	自由民主党 浜松	6	2	1	1	1	0	1
危機管理・交通政策 特別委員会	11	創造浜松	自由民主党 浜松	6	1	2	2	0	0	0
		自由民主党 浜松	自由民主党 浜松	6	2	2	1	0	0	0

行政委員割振り表

[令和5年5月10日 議会運営委員会協議会結果]

○ 議会の同意を要する行政委員

(敬称略)

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	5年	6年	7年	8年
1	浜松市監査委員 (監査事務局)	2	自由民主党浜松 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 1 市民クラブ 1	自由民主党浜松 2	自由民主党浜松 1 公明党 1
2	浜松市職員懲戒審査委員会 委員 (人 事 課)	2	自由民主党浜松 1 公明党 1	自由民主党浜松 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 1 市民クラブ 1	自由民主党浜松 1 日本共産党浜松市議団 1

○ 議会議員又は学識経験者として選出する行政委員(法設置による審議会等)

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	5年	6年	7年	8年
3	浜松市社会福祉審議会 委員 (福祉総務課)	1	自由民主党浜松 1	自由民主党浜松 1	市民クラブ 1	公明党 1
4	浜松市民生委員推薦会 委員 (福祉総務課)	2	市民クラブ 1 創造浜松 1	公明党 1 創造浜松 1	公明党 1 創造浜松 1	公明党 1 日本共産党浜松市議団 1
5	浜松市都市計画審議会 委員 (都市計画課)	4	自由民主党浜松 2 公明党 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 2 公明党 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 日本共産党浜松市議団 1	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 日本共産党浜松市議団 1

○ 議会選出の一部事務組合議員

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	5年	6年	7年	8年
6	浜名学園組合議会議員 (障害保健福祉課)	4	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 2 創造浜松 1 日本共産党浜松市議団 1	自由民主党浜松 2 創造浜松 1 日本共産党浜松市議団 1
7	浜名湖競艇企業団議会議員 (産業振興課)	5	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 公明党 1	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 創造浜松 1

○ 一部事務組合 知識経験者として選出する行政委員

No.	名 称 (所 管 課)	選出 人数	5年	6年	7年	8年
8	浜名湖競艇企業団議会 監査委員 (産業振興課)	1	自由民主党浜松 1 ※浜松市より選出	自由民主党浜松 1 ※浜松市より選出	※湖西市より選出	※湖西市より選出

議会運営に関する申合せ事項

25 服装の軽装化について

令和5.5.10 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

5月1日から10月31日までの間は、服装の軽装化を実施することとする。

また、本会議場においては、入退場時には上着を着用し、ネクタイの着用及び会議中の上着の着脱については各自の判断とする。

令和5年3月3日

議員各位

浜松市議会議長 太田 康隆

新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について（改訂）

国のマスク着用の考え方の見直し等に伴い、新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応につきまして、次のとおりといたしますのでお知らせいたします。

つきましては、議員の皆さまにおかれましては、引き続き、決定事項を遵守していただき、今後の議会運営に支障を来さないようよろしくお願いいたします。

1 議員の対応

- (1) 発熱や咽頭痛など、かぜの症状が出た場合、休会中並びに本会議及び委員会等の開催日でも自宅療養すること。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、「浜松市新型コロナコールセンター（電話：0120-368-567 ※24時間対応可能）に相談すること。
 - ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ③上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- (3) ~~感染または感染の恐れがある場合は、「議員・会派職員が感染または感染の恐れがある場合の対応方針」（令和5年3月3日改訂版）に基づき対応~~ 5月7日をもって廃止
- (4) 議員から本会議や委員会の傍聴希望は募らない。また、インターネット中継の視聴を促すこと。
- (5) ワクチン接種については、重症化予防に効果があると言われていたことから、積極的な接種を検討すること。
- (6) アルコール消毒や手洗いうがいなどの基本的な対策を徹底するとともに、人との距離の確保に努めること。なお、マスクの着用は個人の判断に委ねることとする。
- (7) 保健所への要請（問い合わせ）は、市当局の対応の妨げとならないよう議会事務局を通じて行うこと。
- (8) 感染が判明した後の議会運営は、保健所に相談した上で判断する。
- (9) 感染対策が施されていないパーティや講演会などのイベントの開催や参加は、自粛すること。

(10) この対応の期間は、令和5年3月13日から当面の間とする。

※(2)、(3)、(8)及び(10)については、家族及び会派職員を含む。

2 本会議等における対応

項目 会議名	会場	出席者		席の配置		マスクの 着用	部屋の換気
		議員側	当局側	議員側	当局側		
(1)本会議	議場	全議員	従前(※1)のとおり	従前(※1)のとおり		個人の判断に委ねる	サーキュレーターを使用し、南北入口の扉を開ける
(2)議会運営委員会 (協議会を含む)	第1委員会室	委員					
(3)全員協議会 ※2	全員協議会室	全議員	指定の出席者 ※5	従前(※1)のとおり	席の間隔を空けて対応 (席の指定あり)		サーキュレーターを使用し、天窓及び入口ドア(協議会を除く)を開ける (天候及び空調を考慮する)
(4)議案説明会 ※3	全員協議会室 及び 802 会議室	全議員の2分の1 ずつ ※4		席の間隔を空けて対応 (席の指定あり)			
(5)常任・特別委員会 (協議会を含む)	各委員会室	委員	従前(※1)のとおり	従前(※1)のとおり	可能な限り席の間隔を空けて着席		
(6)議会改革検討 会議	第1委員会室		—	—	—		
(7)政務活動研究会							

※1 新型コロナウイルス感染症対応前を示す。

※2 15分を超えることが予想される場合(例：特別委員会の委員長報告を行う全員協議会)は、(4)議案説明会と同様の対応とする。

※3 15分以内で終了することが予想される場合は、(3)全員協議会と同様の対応とする。

※4 議席番号の奇数と偶数で区分する。

※5 出席者は、市長(全員協議会のみ)、副市長、水道事業及び下水道事業管理者、教育長、代表監査委員、技術統括監、政策補佐官、企画調整部長、総務部長、財務部長、財政課長、秘書課長(全員協議会のみ)、監査事務局長とする。
ただし、案件に関係のある部長等が出席する場合がある。

※6 今回の改訂内容は下線の部分である。

議会運営に関する申合せ事項

4 会議録署名議員の指名方法について

令和5.5.10 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

会議録署名議員の3名は、議席番号により1番から15番、16番から30番、31番から46番までに3区分し、指名の際、在席する議員についてそれぞれの区分から議席番号順に1名ずつ指名する。

議会運営に関する申合せ事項(案)

1 時間の厳守について

令和 5. 5. 1 打 合 会 決定

議会の会議については、開議時間を厳守するものとする。

なお、都合により遅刻・欠席をする場合は必ず事務局へ連絡すること。

2 人事問題について

令和 5. 5.10 議運協議会 決定

令和 . . 全員協議会 了承

(1) 共通事項について

人事問題は、原則として話合いで調整していくものとする。

(2) 議長・副議長について

正・副議長の任期は1年とし、再選を妨げないものとする。

(3) 常任委員会について

ア 委員の任期満了時には、原則として全員交代するものとする。

イ 委員の任期中における所属変更は、やむを得ない場合に限り認める。

ウ 正・副委員長任期は、原則として2年とする。

(4) 特別委員会（決算審査特別委員会を除く）について

正・副委員長の任期及び委員の所属変更は、常任委員会の申合せと同様とする。

(5) 行政委員について

ア 任期は1年（翌年5月の改選期まで）とし、中途に任期が満了する場合は留任するものとする。

ただし、4年目の際の任期は、議員の任期満了日までとする。

イ 行政委員の選出に当たっては、前年における各会派からの選出区分をなるべく尊重するものとする。

3 本会議における質問について

令和 . . 議運協議会 決定

令和 . . 全員協議会 了承

(1) 質問の形態

質問は、交渉団体の各会派の代表者による質問（以下、「代表質問」という。）及び個人による質問（以下、「一般質問」という。）とする。

全議員に1年に1回、代表質問または一般質問の機会を認めるものとする。

また、代表質問を一般質問に代えることができるものとする。

ただし、改選後の初議会では、一般質問を行わないものとする。

(2) 質問の時期

2月定例会は、市長の施政方針にも関連して質問を行うことを考慮し、新年度関係議案が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

5月定例会及び9月定例会並びに11月定例会は、関係議案（9月定例会にあつては一般会計及び特別会計の歳入歳出決算）が上程され、説明・質疑・委員会付託の後に行う。

(3) 質問者数及び日数

代表質問者数は、1定例会につき1会派1人以内とする。

この場合において、1年間の代表質問者数は所属議員数が10人以上の会派にあつては4人以内とし、所属議員数が9人以下の会派にあつては3人以内とする。

代表質問を行う場合は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出ることとする。

一般質問者数は、次期定例会の日程を協議する運営委員会の開会7日前（中6日）の午後5時までに、事務局まで申し出た人数とする。

なお、質問日数は1定例会3日以内とする。

(4) 質問の順序

質問は、代表質問、一般質問の順に行う。

代表質問は、所属議員数の多い会派から順に行う。

また、一般質問は、交渉団体であつて代表質問を行わない会派が申し出た人数のうち1人目を所属議員数の多い会派から順に行い、それ以外の順序は次期定例会の日程を協議する運営委員会において、抽せんで決定する。

なお、所属議員が同数の会派の順序については、運営委員会において協議する。

(5) 質問方法の選択

質問は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、質問通告書に、一括または分割の別を明示する。

(6) 分割方式における分割区分及び質問の終結

分割は大項目を単位として行うものとし、質問通告書に、分割する箇所を明示する。

また、質問の終結は、質問者が通告の際に指定した区分ごとに終結したものとし、既に終えた項目については、遡ることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りでない。

(7) 質問時間

質問時間は、一括方式と分割方式のいずれの場合も答弁を除き、次のとおりとする。

代表質問は、1人35分以内とする。

一般質問は、1人30分以内とする。

(8) 質問回数

一括方式は、3回まで、分割方式は、区分ごとに3回までとする。

(9) 発言場所

一括方式と分割方式のいずれの場合も最初の発言は演壇で行い、それ以降の発言は対面演壇で行

う。

(10) 質問の通告期限

議会運営委員会で定めた日時とする。

(11) 質問要旨と内容

表題欄には質問の趣旨を項目として記入し、質問内容欄には質問内容を簡潔・明瞭に記入する。

(12) 質問に対する関連質問

遠慮するものとする。

(13) 答弁者

代表質問は議員が指名し、一般質問は議員と当局が協議した上で決定するものとする。

(14) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質問項目の順で行うものとする。また、分割質問においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質問者は、できる限り答弁が役職順になるよう質問の構成に配慮することとする。

(15) 質問の取りやめ

代表質問の場合は、会派としては代表質問を行ったこととするが、質問者個人としては、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。一般質問の場合は、行わなかったこととし、次回以降に質問できるものとする。

なお、病気、近親者の葬儀等、質問を実施することが困難と議長が認められる場合に限る。

4 会議録署名議員の指名方法について

令和 5. 5. 10 議運協議会 決定

令和 . . 全員協議会 了承

会議録署名議員の3名は、議席番号により1番から15番、16番から30番、31番から46番までに3区分し、指名の際、在席する議員についてそれぞれの区分から議席番号順に1名ずつ指名する。

5 議案の説明方法について

令和 . . 議運協議会 決定

令和 . . 全員協議会 了承

市長提出議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）の説明方法は、原則として本会議における提案理由の説明後、会議を一たん休憩し、議案説明会を開くものとする。

また、本会議における議案に対する質疑については、事前に通告するものとする。

なお、質疑については、議案説明会でも行うものとする。

6 委員長報告に対する質疑について

令和 . . 議運協議会 決定

令和 . . 全員協議会 了承

委員は、所属する委員会の委員長報告に対する質疑は遠慮するものとする。

7 討論について

令和 . . . 議運協議会 決定
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 順序について

賛成討論あるいは反対討論が多数通告された場合の討論の順序は、討論通告者間の話し合いで決定する。ただし、話し合いで決定しない場合は、抽せんを行い決定する。

(2) 発言時間について

議題となった議案（複数、単独の区別なし）について、1会派15分以内とし、制限時間内であれば、同一会派の中で複数の議員が発言できるものとする。ただし、非交渉団体にあつては、合計発言時間15分以内とする。

(3) 通告者について

発議者は、討論を行わないものとする。

8 議案を委員会へ付託する場合の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定
令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 議案（一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を除く）を委員会へ付託する場合は、原則として委員会条例第2条による所管部課を対象に付託する。

(2) 一般会計の予算のうち、歳入については分割付託が可能なものは所管の委員会へ分割付託し、分割付託が困難なものは総務委員会へ付託する。歳出については原則として款・項・目を対象として所管の委員会へ分割付託する。ただし、歳出予算が一つの委員会に付託される場合は、歳入歳出予算を一括して当該委員会へ付託することができるものとする。

(3) 特別会計の予算及び企業会計の予算・決算については、その事業を所管する常任委員会へ付託する。

(4) 工事請負契約については、財務部の所管であるが、予算との関連から、その事業を所管する部課を対象に付託する。

(5) その他、付託について疑義がある場合は、議会運営委員会で協議し決定する。

9 地方自治法第180条に基づき専決処分した事項の報告について

令和 . . . 議運協議会 決定
令和 . . . 全員協議会 了承

専決処分した事項の報告については、事前に常任委員会で詳細な報告を受け、本会議では報告書が提出された旨、報告することとする。ただし、個人情報保護の観点から、交通事故関係の事故を起こした職員の職・氏名や相手方の住所・氏名、市営住宅関係の対象者の住所・氏名など、個人を特定できる情報は開示しないものとする。

なお、交通事故関係の報告については、事故を起こした職員の所属する部課を所管する常任委員会で行うものとする。

10 諸会議に関する各種連絡会期中における諸会議の開会通知について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 諸会議に関する各種連絡は、原則としてLINE WORKSによるものとする。

(2) 全員協議会において了承された会期中の委員会・全員協議会等日程表中の会議(日程表中)の開会通知は、省略するものとする。

11 議員提出議案(意見書・決議等)の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 意見書・決議等の発議案を提出する場合は、原則として定例会の日程等を協議する議会運営委員会の3日前(中2日)の午後5時までに案文を事務局へ提出の上、議会運営委員会へ提案する。

なお、1定例会に提出できる意見書案は、交渉団体にあつては2件以内、非交渉団体にあつては1件以内とする。

(2) 各会派から提案された意見書案・決議案については、なるべく全議員の賛成が得られるよう、議会運営委員会において調整し、賛成が得られた場合は議会運営委員の発議で提案する。ただし、議会運営委員会出席委員の4分の3以上の賛成が得られたものについては、賛成委員の発議で提案できるものとする。

(3) 委員会において決定し提案された意見書案・決議案については、議会運営委員会での議事手続を協議する。

(4) (2)により提出された意見書案・決議案については、本会議における提案説明・質疑・委員会付託等、議事手続を省略して採決する。

(5) 陳情、要望等により、市民等から提案のあつた意見書案・決議案については(1)、(2)、(4)を準用する。

12 請願の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 請願を紹介する場合は、慎重に扱うとともに、なるべく市政における重要事項について紹介するものとする。

(2) 請願を議会へ提出する場合は、事務処理上、原則として、定例会の運営を協議する議会運営委員会の3日前(中2日)の午後5時までに提出することとする。

(3) 正・副議長及び所管の正・副委員長は、原則として請願の紹介をしないものとする。

(4) 議員は原則として請願者にはならないものとする。

ただし、議長がやむを得ないと認める場合には、住民として請願者となることができる。

(5) 請願の審査結果は、提出者に文書で通知することとする。

13 陳情書・要望書の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

- (1) 陳情書が提出された場合は、閉会中においても議長は直ちにこれを所管の委員会へ送付し、当該委員会で審査するものとする。ただし、議長が審査になじまないものと認める場合は、この限りでない。

その審査結果は委員長から議長に報告し、議長は採択した陳情について、市長及び関係機関の長（教育委員会教育長・農業委員会会長等）に善処方の要請をする。

- (2) 陳情の審査結果は、提出者に文書で通知することとする。
- (3) 要望書が提出された場合は、閉会中においても議長は直ちにこれを所管の委員会へ送付し、当該委員会で協議審査するものとする。ただし、議長が協議になじまないものと認める場合は、この限りでない。
- (4) 議長あて郵送された陳情書・要望書等については、委員会に送付することなく、議長名により各会派の長へ写しを配付する取扱いとする。
- (5) 議員は原則として、陳情（要望）者にはならないものとする。
- ただし、議長がやむを得ないと認める場合には、住民として陳情（要望）者となることができる。

14 委員会での請願者・陳情者からの口頭陳述の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

- (1) 実施の可否

提出時に口頭陳述の申出があった場合は、所管の委員会協議会において、出席委員の過半数の同意により、実施できるものとする。

ただし、口頭陳述を実施するまでに、委員の意思を確認する委員会協議会が開催できない場合には、事務局が委員の意思を確認し、過半数の同意により、実施できるものとする。

- (2) 実施の時期

委員会の開会前に実施するものとする。

- (3) 発言時間

5分以内とする。

- (4) 発言者数

発言時間内に限り、原則として、請願者・陳情者（以下、「請願者等」という。）のうち一人とする。ただし、あらかじめ委員会協議会において認めた場合は、発言時間内に限り、3人までとする。

- (5) 質疑

請願者等への質疑は、遠慮願うものとする。

- (6) 関係者の入室

発言者を含め、10人以内とする。

(7) 傍聴

市政記者及び一般傍聴人ともに傍聴は認めないものとする。

15 点字による請願書・陳情書等の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

点字による請願書・陳情書等の受理に当たっては、原則として訳文（邦文）を添えて提出願うものとする。

ただし、訳文がない場合には仮受理をし、議会事務局が訳文作成に協力して提出者に内容を確認の上、提出時に遡及して受理する扱いとする。

16 特別委員会の所管事項と常任委員会との関連について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 特別委員会の所管事項については、特別委員会が常任委員会に優先して協議するものとし、その主体性は特別委員会とする。

(2) 特別委員会において協議した事項は常任委員会において再度協議する必要はないが、重要または常任委員会の審査権に関連する問題（予算等）については、当該常任委員会で再度協議するものとする。

17 委員会の市政記者・委員外議員の傍聴等の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 市政記者の取扱い

開会前の入室を認め、開会宣告後、委員長が委員会に諮って許否を決めることとする。

(2) 委員外議員の取扱い

ア 傍聴について

(ア) 条例上は自由であるが、委員長に申し出て了承を得た上で傍聴するものとする。

(イ) 人数については委員会室の状況により委員長が判断する。

(ウ) 委員会協議会、勉強会での議員の傍聴は、当該会議に諮って決めるものとする。

イ 発言について

遠慮願うこととする。

18 録音記録媒体の取扱いについて

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 録音記録媒体は会議録調製のための必要なものであり、提供貸出しは禁止する。

~~(2) 録音記録媒体の再録は、当該議員に直接関係する部分で議長の許可を得たものについて認めるものとする。~~

(2) 録音記録媒体の**利用**聴取については、議長の許可を得て事務局職員立会いのもとに聴取する**のみ**ものとする。

19 本会議等への当局出席について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 本会議

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・代表監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・会計管理者及び区長は、必要に応じて、出席するものとする。

(2) 議会運営委員会及び議会運営委員会協議会

出席者は、原則として市長・副市長・企画調整部長・総務部長・財務部長・財政課長とする。ただし、市長提案の人事案件がない場合には、市長の出席はあえて要しないものとする。

(3) 全員協議会

出席者は、本会議出席者及び選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長・広聴広報課長とする。ただし、事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長については、定例会の運営について協議する全員協議会以外への出席はあえて要しないものとする。

(4) 議案説明会

ア 出席者は、原則として**全員協議会出席者と同様**本会議出席者及び広聴広報課長とする。ただし、市長の出席はあえて要しないものとする。また、事業本部長・**担当部長**・会計管理者・区長・**選挙管理委員会事務局長・人事委員会事務局長・農業委員会事務局長**及び**担当部長**は、関係する案件がない場合には、出席はあえて要しないものとする。

イ 予算案の説明等がある場合は、必要に応じて関係次長以下の職員が、補助者として出席することができるものとする。

(5) 常任・特別委員会

出席者は、課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあつては区長・副区長・区振興課長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く）、第1種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。

20 **内部統制調査報告書**、市出資比率50%以上の公益法人等に係る事業計画及び決算の議会報告について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

~~事業計画及び決算については、本会議では報告書が提出された旨、報告し、所管の~~委員会~~で詳細な報告を受けることとする。~~

21 常任委員会の毎月1回の開会について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

原則として、毎月1回、常任委員会を開会し、当局から懸案事項等の報告を受けることとする。

22 特別委員会の1年間の活動報告について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 特別委員会委員長（決算審査特別委員会委員長を除く）は、2月定例会の最終の全員協議会において、当該委員会の1年間の活動報告を行うこととする。

(2) 活動報告に対する質疑については、付託された案件を審議する本会議での委員長報告とは基本的に性格が異なることから遠慮願うこととする。

23 虚礼廃止等について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 選挙区内の者に対する挨拶状については、公職選挙法の禁止規定を遵守する。

ア 年賀状、暑中見舞状の禁止。ただし、自筆による答礼のためのものは除く。

イ 通常の社会交際を超える慶弔電報の禁止。

(2) 選挙区内の者に対する寄附とみなされる行為（花輪、供花等）についても、公職選挙法の禁止規定を遵守する。

24 議員の派遣について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

(1) 議員の派遣については、議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）により、議決を行う。

(2) (1)により議決した議員の派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任する。

25 服装の軽装化について

令和 5. 5. 10 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

5月1日から10月31日までの間は、服装の軽装化を実施することとする。

また、本会議場においては、入退場時には上着を着用し、ネクタイの着用及び会議中の上着の着脱については各自の判断とする。

26 議員の記章について

令和 . . . 議運協議会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

浜松市議会議員記章規程に定める記章をはい用するものとする。なお、本会議、委員会等を除く公務における全国市議会共通の記念議員章のはい用については妨げないものとする。

決算審査に関する申合せ事項

令和 . . . 議会運営委員会 決定

令和 . . . 全員協議会 了承

1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長 2 人のうちから 1 人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、決算審査特別委員会の委員の任期とする。

3 分科会の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に 2 つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

- ①第 1 分科会 総務委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち土木部及び上下水道部に関するもの
- ②第 2 分科会 厚生保健委員会及び環境経済委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち都市整備部及び消防に関するもの

(2) 委員

第 1 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち総務委員会及び市民文教委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第 2 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち厚生保健委員会及び環境経済委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

(3) 主査

分科会ごとに主査 1 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(4) 副主査

分科会ごとに副主査2人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかったものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が1人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から1人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

4 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議を設置する。

(2) 委員

指摘事項等検討会議の委員は、各分科会の正・副主査及び各会派代表者とする。なお、正・副主査と会派代表者は兼ねてもよいこととする。

指摘事項等決定会議の委員は、正・副委員長、各分科会の正・副主査、正・副委員長または正・副主査を輩出していない会派については会派代表者とする。

なお、両会議とも非交渉団体のうち代表者1人を委員とする。

5 決算審査特別委員会の運営等について

(1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。

(2) 内部統制評価報告書の説明は、決算審査特別委員会の初日に総務部長が行うものとする。

(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。

(4) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。

(5) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。

(6) 分科会報告で述べられた指摘事項については、指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議において、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

6 分科会の運営等について

(1) 開催日数

各分科会は、2日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同日に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取り扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(5) 会派等の発言時間

分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（72分）及び議員割時間総数（72分）に基づき算出した時間とする。なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。

各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（72分）から非交渉団体に分配する時間数（1団体×6分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（72分）を当該分科会の委員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の委員数を乗じて算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(6) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とし、2巡目の質疑を認めるものとする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の取りまとめ

各分科会の審査経緯については、正副主査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」と

あるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

7 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員1人とする。ただし、区にあつては区長・副区長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く）・第1種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員1人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の全体会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

8 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、決算に対して、質疑に限らず意見・要望を述べるができるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあつては1団体15分以内、非交渉団体にあつては10分（非交渉団体が複数ある場合は合計で10分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

選 挙 第 3 号
令和 5 年 5 月 16 日

浜松市議会議長の選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定に基づき、浜松市議会議長の選挙を求める。

浜松市議会臨時議長 北 島 定

議 事 日 程 (第6号)

令和5年5月16日(火) 午前10時開議

- 第 1 選挙第3号 浜松市議会議長の選挙について
- 第 2 議席の指定について
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期の決定について
- 第 5 選挙第4号 浜松市議会副議長の選挙について

議 事 の 順 序 (第1日)

令和5年5月16日(火) 午前10時開会

- 1 臨時議長(年長議員)紹介
- 2 開会の宣告
- 3 開議の宣告
- 4 仮議席の指定
- 5 選挙第3号……議長選挙
(休憩)
- 6 議席の指定
- 7 会議録署名議員指名
- 8 会期の決定
- 9 選挙第4号……副議長選挙
- 10 市長挨拶
- 11 休会の決定
- 12 散会の宣告

追加提案が見込まれるもの

(1) 補正予算

- ・令和5年度 浜松市一般会計補正予算（第2号）
- ・令和5年度 浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- ・令和5年度 浜松市病院事業会計補正予算（第1号）
- ・令和5年度 浜松市水道事業会計補正予算（第1号）
- ・令和5年度 浜松市下水道事業会計補正予算（第1号）

(2) 条例の一部改正、制定

- ・一部改正 10件、制定 1件

(3) 規約の廃止

- ・磐田市、袋井市、湖西市及び森町と本市の間で締結した規約の廃止

(4) 住居表示関係

- ・小字の廃止

(5) 契約の締結 1件

- ・工事請負契約の締結

(6) 人事案件 4件

(7) 外郭団体等の経営状況説明書 6件

(8) 繰越計算書 4件

(9) 監査報告

- ・定期監査等の結果に関する報告について
- ・例月出納検査の結果に関する報告について